

千葉市業務委託（建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託を除く）最低制限価格取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、別に定めがあるもののほか、本市が競争入札により業務委託（建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託を除く。以下同じ。）の請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 この要領の対象となる契約は、千葉市業務委託（建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託を除く）低入札価格取扱要領（平成23年1月1日施行）第2条に規定する契約を除く競争入札に付する業務委託の請負の契約とする。

（最低制限価格の算定方法等）

第3条 最低制限価格は、対象とする業務委託の予定価格の消費税及び地方消費税を除いた額（以下「予定価格」という。）に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）とし、当該価格を予定価格書に記載し、開札の際、開札所に置くものとする。

2 前項の規定に関わらず、特に必要があると認める場合は、予定価格に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）を下回らない範囲で定めることができる。

（入札参加者への周知）

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札参加者に対して入札金額が最低制限価格を下回った場合、当該入札者は落札者とならないことを入札公告又は入札通知に明記するとともに、入札執行の際に、周知しなければならない。

（最低制限価格の公表）

第5条 入札手続担当課長（経理主任または、当該業務委託を所管する課の長をいう。）は、最低制限価格を公表する場合は、落札者決定後に行うものとする。

（補則）

第6条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月10日から施行する。